



ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK

民族共生象徴空間



イランカラプテ

「こんにちは」から始めよう。

# アイヌ文化の復興 に向けて

— 民族・政策・ウポポイ —

---

人権啓発指導者養成研修会(2022.8.1)

(公財)アイヌ民族文化財団 理事長  
常本照樹

# アイヌの歴史

- アイヌ ⇒ 人間
- シサム ⇒ 和人(隣人) 本州以南から北海道に移住した日本語を母語とする人々
- 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書(2009)
  - アイヌの歴史は国民共通の知識とはなっていない
  - アイヌは文字のない社会であり、その歴史の記述はアイヌ以外の人々が残した文字資料等に依らざるを得なかった
  - アイヌ固有の文化が日本の中央から価値の低いものと見なされてきた

# アイヌの歴史

- 7世紀頃に現在に認識されるかたちでのアイヌの文化の原型がみられ、それに続く13～14世紀ころにかけ、狩猟、漁労、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で独自のアイヌ文化の特色が形成された。
- それ以降、アットウシ（木の繊維で織った衣服）やイクパスイ（酒を神に捧げるヘラ）などの工芸品ユカラなどの口承文芸、自然との共生を重視する思想イチャルパ（先祖供養）やイオマンテ（熊送り儀礼）などの宗教的儀礼等独自の文化の発展が見られた。

# アイヌの歴史

- 江戸末期にロシアを始めとする列強の圧力のなかで国境画定を進めていた幕府は、アイヌの居住地を日本の領土であると主張したが、その過程はアイヌの人々の意に関わらず行われた。
- 明治に入って、蝦夷地が北海道と改称されるとともにその内国化が図られ、大規模な移民により北海道開拓が進められることになった。
- 全国的な租税制度の確立のための近代的土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁労、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁労の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。

# アイヌの歴史

- 民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前になった。
- 圧倒的多数の和人移住者の中で、被支配的な立場に追い込まれ、様々な局面で差別の対象になった。
- 明治32（1899）年には北海道旧土人保護法が施行されたが、アイヌの人々の窮状を十分改善するには至らなかった。
- 明治以降、我が国の近代化といわゆる北海道開拓の中で、アイヌの生活と文化は大きな打撃を受けた。戦後は、アイヌの文化に対しては特段の施策は行われなかったが、1980年代頃からアイヌの人々の中で伝統的な儀礼などを復興する機運が高まった。

# アイヌの歴史：現代

- アイヌ文化振興法（1997）の下でのアイヌ文化振興施策の展開
- 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」〈アイヌ施策推進法〉の制定（2019）
- 「民族共生象徴空間ウポポイ」の開業（2020）
- 野田サトルさんの漫画「ゴールデンカムイ」
- 川越宗一さんの小説「熱源」
- 高校の教科書検定
- アイヌ古式舞踊がオリンピック公認プログラムに
- テレビ番組やインターネットの書き込み

# 先住民族としてのアイヌ

- 衆参両院「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」  
(2008)
  - アイヌの人々は「日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」
- アイヌ施策推進法(2019)
  - 先住民族⇒「一般的に使用している意味」であり定義はない
  - 和人が移住を始めるより先に、アイヌは北海道で独自の文化を持って生活していたということを国が事実として認識
  - 先住民族アイヌに対して敬意を払い、その尊厳を尊重するよう、法律を通じてメッセージを送る

# アイヌの「人口」

- アイヌの人口調査はない
- 北海道アイヌ生活実態調査(1972～)
- 2017年の調査では13118人
- 人口ではなく、市町村が調査対象者として把握しているアイヌの人々の数
- アイヌの血統やアイヌとしてのアイデンティティを持っているにもかかわらず、差別を怖れてそのことを公にしていない人々も少なくない
- 北海道はもとより、東京、関西や九州など全国にアイヌの人々は暮らしている



# アイヌの言語

- アイヌ語は周囲に類似した言語が見られない孤立した言語
- 2009年にはユネスコによって消滅危機言語に指定
- 北海道、北東北の地名の多くはアイヌ語に由来
- アイヌ文化振興法(1997)の下でのアイヌ文化振興・研究推進機構(現アイヌ民族文化財団)によるアイヌ語復興事業

# アイヌの信仰

- 人間を取り巻くすべての事物に魂(ラマツ)が宿る
- 人間に多くの恵みをもたらすものや、人間がかなわないような強大な力を持つものをカムイとして敬う
- 最も身近な大切な神としての  
アペフチカムイ
- 「霊送り」ーイオマンテ

# アイヌ政策

- アイヌ文化振興法(1997)
- 道内アイヌの生活向上施策
  - ウタリ福祉対策(1974～2001)
  - アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(2002～2020)
  - 北海道アイヌ政策推進方策(2021～2025)
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007)
- アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議(2008)
- 内閣官房長官談話(2008)

# アイヌ政策

- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(2008)
  - アイヌの人々が先住民族であるとの認識に基づいてアイヌ政策を展開すべき
  - 報告書のコンセプト全体を体現する「扇の要」⇒民族共生象徴空間(後のウポポイ)
- アイヌ政策推進会議(2010～)
- 民族共生象徴空間に関する基本方針(2014閣議決定)
  - アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンター
- 自立的・安定的なアイヌ文化の復興を可能とするような文化復興のための「環境の整備」を求めるアイヌの声

# アイヌ政策

## • アイヌ施策推進法

- アイヌの人々について、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識」
- アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的
- 従来文化復興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興もふくめた施策を総合的に実施
- 「アイヌであることを理由とする差別の禁止」(第4条)
  - ヘイトスピーチや個人を対象としない差別的言動も違反
  - 罰則は設けず、アイヌの歴史や文化の魅力について国民の理解を深める
  - 法務省の人権擁護活動

# アイヌ政策

- アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

(2019閣議決定)

(1) アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、施策を推進することが重要 ⇒ アイヌが先住民族であることを否定したり、アイヌの人々の誇りを傷つけるようなことがないよう注意すべき

(2) 我が国が近代化する過程において、アイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、我々は厳粛に受け止めなければならない ⇒ アイヌの人々が差別されたことは歴史的事実として扱うべきであり、それを否定すべきではない

(3) アイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意する ⇒ 国際的な視点を忘れない

# アイヌ政策

- 市町村を施策の中心的な実施主体と位置づけ、計画を策定した市町村に対する各種の支援措置を規定
- アイヌ政策推進交付金
  - 市町村の事業経費の8割を交付金＋地方財政措置1割＝9割を国負担
  - アイヌの人々の自発的意思の尊重
- 法律上の特例措置
  - 国有林野における林産物の採取や伝統的儀式に使うためのサケの採捕、地域団体商標の商標登録出願手数料の減免など
- アイヌ政策推進本部を内閣に設置
- 民族共生象徴空間の管理運営を指定法人に委託

# アイヌ政策

- アイヌ施策推進法は個人としてのアイヌの人々を施策対象としていない
  - アイヌ文化振興法以来の文化施策を継承
  - アイヌの人々の自発的意思の尊重
  - 施策対象となる個人を認定することの困難さ
- アイヌと和人がともに豊かになること  
⇒ 民族共生社会に資する



# 民族共生象徴空間　ウポポイ

- ・下記をご覧ください

<https://ainu-upopoy.jp/>

# アイヌ民族と差別 まとめにかえて

- ・内閣官房アイヌ総合政策室と内閣府政府広報室による調査(2015～16)

現在でもアイヌに対する差別や偏見があると回答

- ・国民全体 18%      アイヌ 72%
- ・差別する側とされる側の意識のずれ
- ・自分たちの感覚や価値観を当然のものとして押し通すことなく、他者を対等な相手と認め、その思いに共感する心を持つことの大切さ
- ・ウポポイの目的は、国民全体が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなること